

第26回東御市農業委員会定例総会議事録

東御市農業委員会

委員出欠表

第26回定例会 令和元年5月31日

開会 13時30分 閉会 15時

| | | |
|---------------|-----------|----------|
| 出席委員 (22名) | 会長小林茂徳 | 会長代理依田繁二 |
| | 1 山崎正勝 | 1 3 小山肇治 |
| | 2 白倉令子 | 1 4 依田隆喜 |
| | 3 小川高史 | 1 5 小林健治 |
| | 5 小山睦夫 | 1 6 青木二巳 |
| | 6 片十郎 | 1 7 小林勝元 |
| | 7 成山喜枝 | 1 8 清水洋 |
| | 8 齊藤敏彦 | 推進花岡幹夫 |
| | 1 0 柳澤多久夫 | 推進荻原薫 |
| | 1 1 荒木稔幸 | 推進竹内芳男 |
| | 1 2 渡邊幹夫 | 推進渡邊重昭 |

欠席委員 推進佐藤富士夫

議事録署名委員 3 小川高史 5 小山睦夫

| | |
|--------------|-------------|
| 出席職員 (5名) | 農業委員会事務局 |
| | 事務局長 関 博一 |
| | 事務局次長 織田 秀雄 |
| | 事務局 笠井 昌鷹 |
| | 事務局 河口 晋也 |
| 事務局 堀場 亜紀 | |

議事 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について
議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請について
議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請について
議案第4号 農用地利用集積計画について
報告第1号 農地法第4条の規定による届出について

第2回農業経営改善計画認定意見聴取について

※ 会場 勤労者会館2階 大会議室

会長代理

皆さんこんにちは。ただ今より第26回定例総会を開催します。本日は佐藤委員が欠席です。会長、挨拶をお願いします。

議長

皆さんこんにちは。令和になりまして最初の定例総会でございます。5月8日には凍霜害で東御市全般に被害があったということです。ブロッコリー、スイートコーン、アスパラなどに被害がでたということで農家の皆さんにはお見舞い申し上げます。凍霜害の心配をしていたのですが、最近では真夏日が続いて北海道では39.5度を記録しました。今年の農業もなんとなく心配されますが、東御市は寒暖の差が激しいこともあり、自分たちの体調も管理しながら農作業をしていただきたいと思います。

それでは、本日の議事録署名委員の指名についてですが、3番の小川委員と5番の小山委員をお願いします。

議事に入ります。議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請についてですが、取り下げにより審議なしとなりました。

議案第2号、農地法第4条の規定による許可申請について、事務局より説明をお願いします。

事務局

それでは議案第2号、農地法第4条の規定による許可申請について、説明します。番号1、〇〇です。場所は〇〇の県道向いの農地です。住宅敷地の申請で、申請者は〇〇の方です。家族が増えて現在の住居が手狭になり、新たに住宅建築する申請です。第2種農地で代替性がないことから転用はやむを得ないと判断しました。以上です。

議長

ありがとうございました。それでは担当委員の説明に入ります。番号1の案件につきまして、依田代理より説明をお願いします。

依田代理

説明させていただきます。地図の3～4ページをご覧ください。〇〇から諏訪白樺湖小諸線を〇〇方面に向かって行くと左側に〇〇と〇〇があります。右側には〇〇があり、地続きに沿った場所が申請地となります。住宅敷地の申請で、一部山林にかかる環境のところですので、防災関係の危険事項を確認しましたが、特に問題がありませんでした。この関係で5条でも案件があります。ご審議をよろしくをお願いします。

議長

ありがとうございました。それでは質疑に入ります。番号1の案件につきまして、ご意見ご質問等のある方は挙手の上発言をお願いします。

特にないようですので裁決に入ります。番号1の案件につきまして、賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

全員の賛成と認め、決定いたします。

続きまして議案第3号、農地法5条の規定による許可申請について、事務局より説明をお願いします。

事務局

それでは議案第3号、農地法5条の規定による許可申請について説明します。計画変更1です。地図の5ページをご覧ください。場所は〇〇です。〇〇団地の西側にある農地です。計画変更申請で宅地分譲敷地の申請です。当初は譲受人が平成〇〇年に〇区画の宅地分譲で転用許可を受けているのですが、販売価格が高くなることから、より円滑に利用推進するために、〇区画に分けての宅地分譲に変更するための申請です。用途は当初の計画と同一で軽微な計画変更ということで、変更申請のみでの対応としています。

続きまして番号1、〇〇、所有権移転です。地図の7ページをご覧ください。旧津線沿いの〇〇を〇〇方面に進み〇〇川付近の農地です。住宅敷地の申請です。譲受人は〇〇の方、譲渡人は〇〇の方です。譲受人は現在アパート暮らしをしていますが、実家に隣接する申請地に住宅を新築したいということです。第1種農地ではありますが、集落に接続しているため転用はやむを得ないと判断しました。

続きまして番号2、〇〇外〇筆、所有権移転です。地図の9ページをご覧ください。〇〇の西側、〇〇南側交差点の隣地にある農地です。宅地分譲敷地の申請です。譲受人は〇〇市で〇〇、〇〇などを行っている業者です。譲渡人は〇〇の方です。譲受人は〇〇市や〇〇市で分譲販売実績があります。譲渡人は相続によりこの土地を所有しましたが、〇〇に住んでいて耕作もままならないということで、譲受人の申請に応じ売却したいということです。第1種住居地域で用途地域内の第3種農地のため、転用はやむを得ないと判断しました。

続きまして番号3、〇〇外〇筆、所有権移転です。地図は11ページをご覧ください。前号の隣接地で、〇〇の西側、〇〇南側交差点の隣地にある農地です。住宅敷地の申請で追認案件です。譲受人は申請地東側に隣接する土地所有者で、譲渡人は前号と同じ〇〇の方です。譲受人は申請地東側に居住していますが、土地境界測量の結果、申請地に住宅などの一部が入っていることが判明したための申請です。第1種住居地域で用途地域内の第3種農地のため、転用はやむを得ないと判断しました。

続きまして番号4、〇〇外〇筆、所有権移転です。前号の隣接地で、〇〇の西側、〇〇南側交差点の隣地にある農地です。駐車場敷地の申請です。譲受人は申請地東側に隣接する土地所有者で、譲渡人は前号と同じ〇〇の方です。譲受人は〇〇で駐車場を別の土地で賃借していますが、賃借できなくなったため申請地を駐車場とするものです。第1種住居地域で用途地

域内の第3種農地のため、転用はやむを得ないと判断しました。

続きまして番号5、〇〇外〇筆、使用貸借権設定です。地図は15ページをご覧ください。こちらは4条申請と関連したものです。〇〇の県道向いの農地です。譲受人、譲渡人ともに〇〇の方で、親子です。譲受人が新たに住宅建設をするにあたり、建設予定地の接道から高低差があり進入路の確保ができないため、今回の申請となりました。第2種農地で代替性がないため、転用はやむを得ないと判断しました。

続きまして番号6、〇〇、所有権移転です。地図は19ページをご覧ください。〇〇北、〇〇の裏の農地です。建売住宅分譲敷地の申請です。譲受人は〇〇市で〇〇などを行っている業者です。譲渡人は〇〇の方です。譲受人は〇〇で分譲販売の実績があり、譲渡人は譲受人の申出に応じたものです。なお、こちらの申請地につきましては平成〇〇年〇月に農振除外済みとなっています。第2種農地で代替性がないため、転用はやむを得ないと判断しました。

続きまして番号7、〇〇外〇筆、所有権移転です。地図の21ページをご覧ください。〇〇北東の旧菅平有料道路沿いにある農地です。住宅敷地の申請で、譲受人は前号と同じで〇〇で〇〇などを行っている業者です。譲渡人は〇名で、ともに〇〇の方です。譲受人は建売住宅の宅地の庭として申請地を利用するもので、譲渡人は譲受人の申出に応じたものです。こちらの申請地につきましても平成〇〇年〇月に農振除外済みとなっています。第2種農地で代替性がないため、転用はやむを得ないと判断しました。

続きまして番号8ですが、取り下げとなりましたので割愛させていただきます。

続きまして番号9、〇〇外〇筆、所有権移転です。〇〇の北側にある農地です。住宅敷地の申請で、譲受人は〇〇の方、譲渡人は〇〇の方です。譲受人は現在アパートに住んでいますが、手狭になったため、住宅を新築したいということです。この土地につきましても平成〇〇年〇月に農振除外済みとなっています。水道管、下水道管が埋設されている道路の沿道の農地で、500メートル以内に〇〇と〇〇がある第3種農地のため、転用はやむを得ないと判断しました。

最後になりますが番号10、〇〇、所有権移転です。地図の28ページをご覧ください。旧菅平有料道路沿いの〇〇信号交差点脇にある農地です。事務所・倉庫・資材置場・駐車場敷地の申請です。譲受人は〇〇の〇〇です。譲渡人は〇〇の方です。譲受人は現在の自宅兼事務所が手狭になったため、近隣で代替地を探しており、譲渡人は譲受人の申出に応じたものです。第1種農地ですが、集落に接続しているため転用はやむを得ないと判断しました。以上です。

議長 ありがとうございます。計画変更1の案件につきまして、花岡委員より説明をお願いします。

花岡委員 説明いたします。場所は〇〇の南側に国道があり、その下に旧道があります。そこから〇〇メートルほど行ったところです。宅地造成をし、約〇〇坪くらいで〇区画を販売していたのですが、大きすぎるということで、〇〇坪で〇区画にし販売していきたいということです。〇〇の西側でいろんな意味で動きは激しいところですが、土地の大きさで販売価格は変わるということを業者は考えられたと思います。ご審議よろしくをお願いします。

議長 ありがとうございます。それでは質疑に入ります。計画変更1の案件につきまして、ご意見ご質問等のある方は挙手の上発言をお願いします。

特にないようですので裁決に入ります。計画変更1の案件につきまして、賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

全員の賛成と認め、決定いたします。

続きまして番号1の案件につきまして、竹内委員より説明をお願いします。

竹内委員 説明します。場所は〇〇から西の方へ約〇〇メートルくらい行くと〇〇があります。さらに〇〇メートルくらい行くと細い昇り口があります。そこを上って行くと申請地があります。譲受人は現在〇〇市で奥さんとアパートに住んでいて実家の近くに住宅を新築したいということです。周りに住宅も隣接しており特に問題ないと思いますので、よろしくご審議をお願いします。

議長 ありがとうございます。それでは質疑に入ります。番号1の案件につきまして、ご意見ご質問等のある方は挙手の上発言をお願いします。

特にないようですので裁決に入ります。番号1の案件につきまして、賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

全員の賛成と認め、決定いたします。

続きまして番号2の案件につきまして、依田隆喜委員より説明をお願いします。

依田委員 よろしくをお願いします。場所は〇〇から西側の道路を北に上がり交差点を左に行き、右の農地です。譲渡人は〇〇の方で、こちらに帰ってくる

予定もないということで、譲受人の宅地分譲敷地にしたいという申出に応じました。特に問題はないと思いますので、よろしくをお願いします。

議長

ありがとうございました。それでは質疑に入ります。番号2の案件につきまして、ご意見ご質問等のある方は挙手の上発言をお願いします。

特にないようですので裁決に入ります。番号2の案件につきまして、賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

全員の賛成と認め、決定いたします。

続きまして番号3の案件につきまして、同じく依田委員より説明をお願いします。

依田委員

よろしくをお願いします。場所は番号2の東側にあたります。譲受人が住宅を建てたのですが、そこを売却するにあたり測量をした結果、少し譲渡人の土地に入っているということで、その部分を宅地として購入したいということです。特に問題ないと思いますので、よろしくをお願いします。

議長

ありがとうございました。それでは質疑に入ります。番号3の案件につきまして、ご意見ご質問等のある方は挙手の上発言をお願いします。

特にないようですので裁決に入ります。番号3の案件につきまして、賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

全員の賛成と認め、決定いたします。

続きまして番号4の案件につきまして、同じく依田委員より説明をお願いします。

依田委員

お願いします。場所は譲渡人の土地の東側です。譲受人が借りている駐車場が借りられなくなったということで、譲渡人が土地を売りに出していたので、この農地を譲っていただき駐車場にしたいというものです。問題ないと思いますので、よろしくご審議をお願いします。

議長

ありがとうございました。それでは質疑に入ります。番号4の案件につきまして、ご意見ご質問等のある方は挙手の上発言をお願いします。

特にないようですので裁決に入ります。番号4の案件につきまして、賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

全員の賛成と認め、決定いたします。

続きまして番号5の案件につきまして、依田代理より説明をお願いします。

依田代理

よろしく申し上げます。場所は先ほど4条で承認いただきました関係の続きの敷地です。住宅敷地申請地に進入路がないため、この申請になりました。譲受人と譲渡人は親子です。かなり傾斜があるのですが、傾斜の幅くらいが進入路になる予定です。傾斜については、譲受人が責任を持って崩れないようにするという事です。下の方には市道、県道があります。ご審議よろしく申し上げます。

議長

ありがとうございました。それでは質疑に入ります。番号5の案件につきまして、ご意見ご質問等のある方は挙手の上発言をお願いします。

特にないようですので裁決に入ります。番号5の案件につきまして、賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

全員の賛成と認め、決定いたします。

続きまして番号6の案件につきまして、山崎委員より説明をお願いします。

山崎委員

お願いします。地図の19、20ページをご覧ください。場所は〇〇区の中央で、〇〇の裏です。ブドウ畑になっていて、石がゴツゴツしていてクルミが少し植えてありました。面積もあまり大きくなく、〇〇もあるので十分にできず、高齢ということであり処分したいということです。問題はないと思いますので、ご審議よろしく申し上げます。

議長

ありがとうございました。それでは質疑に入ります。番号6の案件につきまして、ご意見ご質問等のある方は挙手の上発言をお願いします。

特にないようですので裁決に入ります。番号6の案件につきまして、賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

全員の賛成と認め、決定いたします。

続きまして番号7の案件につきまして、柳澤委員より説明をお願いします。

柳澤委員

よろしく申し上げます。以前でた案件の建売住宅敷地の庭になる部分〇〇平方メートルの所有権移転になります。場所は〇〇下の信号から北側です。近くに〇〇、〇〇、〇〇などがあります。問題ないと思いますので、ご審議よろしく申し上げます。

議長

ありがとうございました。それでは質疑に入ります。番号7の案件につきまして、ご意見ご質問等のある方は挙手の上発言をお願いします。

特にないようですので裁決に入ります。番号7の案件につきまして、賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

全員の賛成と認め、決定といたします。

続きまして番号8の案件ですが、取り下げとなりましたので、番号9の案件につきまして、竹内委員より説明をお願いします。

竹内委員

お願いします。地図の26ページをご覧ください。場所は〇〇から〇〇の方向に約〇〇メートル弱上ったところの左側です。譲渡人は〇〇に住んでいる方、譲受人は〇〇区のアパートに家族と住んでいて、手狭になったということで住宅を新築することになりました。平成〇〇年〇月に農振除外されています。休耕中ですが、譲渡人がきちんと草も刈ってあり問題ないと思いますので、ご審議よろしくをお願いします。

議長

ありがとうございました。それでは質疑に入ります。番号9の案件につきまして、ご意見ご質問等のある方は挙手の上発言をお願いします。

特にないようですので裁決に入ります。番号9の案件につきまして、賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

全員の賛成と認め、決定といたします。

続きまして番号10の案件につきまして、齊藤委員より説明をお願いします。

齊藤委員

よろしくをお願いします。地図の28、29ページをご覧ください。場所は旧菅平有料道路の〇〇沿いにあり、〇〇の信号機の東側にある農地です。申請地の田は〇枚あり〇枚ずつ段差がついていて、現在は使われなくなった三角地の農地です。農業農村支援センターで何人かに貸し付けをしていたのですが、長続きしない厳しい農地でした。譲渡人は〇〇に住んでいる方、譲受人は〇〇を営んでいて申請地から〇〇方面に〇〇メートルほど行った道沿いに自宅兼事務所があります。手狭になっており、来客用の駐車場不足、資材置場不足により、実家の〇〇に資材などを置いてあるのですが、作業効率が悪く事業をするための場所を探していたとのこと。事務所・倉庫・資材置場・駐車場敷地とするものです。問題ないと思いますので、ご審議よろしくをお願いします。

議長

ありがとうございました。それでは質疑に入ります。番号10の案件につきまして、ご意見ご質問等のある方は挙手の上発言をお願いします。

特にないようですので裁決に入ります。番号10の案件につきまして、

賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

全員の賛成と認め、決定いたします。

続きまして議案第4号、農用地利用集積計画についてですが、先に報告第1号、農地法第4条の規定による届出について、事務局より説明をお願いします。

事務局

報告第1号、農地法第4条の規定による届出について、説明します。地図の30ページをご覧ください。番号1、〇〇です。場所は東部望月線の〇〇と〇〇との分岐点のすぐのところにある農地です。農機具用倉庫としての届出です。対象地〇〇平方メートルのうち〇〇平方メートルの届出になります。

続きまして番号2、地図の33ページをご覧ください。〇〇です。〇〇の北西の農地です。農機具・肥料保管倉庫敷地の届出です。対象地〇〇平方メートルのうち〇〇平方メートルの届出になります。

続きまして番号3、地図の36ページをご覧ください。〇〇です。〇〇を北側に上って行った先にある農地です。農機具・肥料保管倉庫敷地の届出です。対象地〇〇平方メートルのうち〇〇平方メートルの届出になります。以上です。

議長

ありがとうございました。報告1号、農地法第4条の規定による届出について、説明していただきました。それぞれ地図を参照してご確認ください。

続きまして議案第4号、農用地利用集積計画についてですが、〇〇委員と〇〇委員が対象となりますので、一時退席をお願いします。

(〇〇委員、〇〇委員退室)

それでは事務局より説明をお願いします。

事務局

議案第4号、農用地利用集積計画の5月分について説明をさせていただきます。議案7～10ページになります。今月は新規と再設定を合わせて25件、61,040平方メートルです。田が28,285平方メートル、畑が32,755平方メートルです。10ページにつきましては、所有権の移転です。1件、1,674平方メートルです。5月は全体で26件、39筆、新規は8件、再設定が17件です。所有権移転が1件です。

議長

ありがとうございました。議案第4号、農用地利用集積計画につきまして、ご意見ご質問等のある方は挙手の上発言をお願いします。

特にないようですので裁決に入ります。議案第4号、農用地利用集積計画につきまして、賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

全員の賛成と認め、決定いたします。

〇〇委員、〇〇委員お入りください。

(〇〇委員、〇〇委員入室)

続きまして第2回農業経営改善計画認定意見聴取について、事務局より説明をお願いします。

事務局

農業経営改善計画認定申請書が今月は1件でできました。更新で〇〇の〇〇さんです。〇〇さんは〇回目の更新です。共同申請者は〇〇さんで〇さんのお父さんになります。目標とする営農類型ですが、5年後までに贈答品と加工用の生産と品種の多様化をしていくということです。主に作目は水稲とリンゴで、現状〇〇アール、〇〇アールとなっています。前回の更新時は水稲〇〇アールだったのですが、近年リンゴに切り替えて水稲の田を整理していくということです。水稲の田は、地元の認定農業者の方に引き継いでいくということです。リンゴは現状〇〇アールから〇〇アールまで拡大していきたいということです。目標で加工用の生産とありますが、加工用リンゴを増やすということです。すでに紅玉はシードルとして作っています。〇〇さんが販売するのではなく、あくまで生産者として加工用のリンゴを広げていくということです。手がかからないので、面積を広げても対応していけるという予定を計画されています。借入地の拡大もしていく予定です。その他の附帯事業として、ジュースの生産も強化していきたいということです。生産方式の合理化に関する目標として、トラックを増やしていきたいということです。

最後に、目標を達成するためにとるべき措置ですが、経営管理の合理化ということで現在紙ベースを中心に資料整理をしているのですが、電子化、パソコンでの管理を進めていくということです。農業労働力ですが、加工用の面積が広がることもありまして、家族のほかに臨時雇用で〇人雇用しているのですが、5年後までには〇人程度の雇用を見込んでいくということです。以上です。

議長

ありがとうございました。それでは担当の佐藤委員ですが、お休みですので、代わりに柳澤委員より補足説明をお願いします。

柳澤委員

よろしくお願いします。〇〇さんは現在、消防団でも活躍しています。また、〇〇地域づくりの会でも会員として活躍しています。リンゴの生産量も作付面積のわりに多いですが、加工用としてたくさんつけて生産しているようです。これからも頑張っていかれると思いますので、よろしくお願いします。以上です。

議長

ありがとうございました。何かご意見等ございますか。

消防団に在籍していて一生懸命にやっているということです。シードルやジュース関係で加工用の生産を増やしているようですので、今後も頑張って行ってほしいと思います。

特にないようですので、以上をもちまして議事を終了します。慎重審議へのご協力、ありがとうございました。

議事録署名人_____

(※直筆でお願いします)